

令和6年度

認定こども園を教育で利用するにあたっての



申請手続きの利用案内

北本市

○必要な認定について

施設を利用するにあたり、施設利用のために必要な認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。また、預かり保育を利用するにあたり、認定条件を満たしている場合には、預かり保育無償化のために必要な認定（施設等利用給付認定）を受けられます。

【施設利用のために必要な認定】

利用方法	必要な認定	認定条件等	申請方法
教育利用	1号認定	・満3歳以上の児童	<u>利用希望施設</u> に申請書類を提出
保育利用	2・3号認定	・保育を必要とする事由（両親共） 《詳細は保育課でご案内します》	<u>保育課</u> に申請書類を提出

【預かり保育無償化のために必要な認定】 ※有償で利用の場合には認定不要

預かり保育利用※ <u>（教育利用と併用）</u>	新2号認定 （1号認定併用）	・申請年度内に4歳以上になる児童 ・保育を必要とする事由（両親共）	<u>利用希望施設</u> に申請書類を提出
預かり保育利用※ <u>（教育利用と併用）</u>	新3号認定 （1号認定併用）	・申請年度内に満3歳になる児童 ・市民税非課税世帯 ・保育を必要とする事由（両親共）	<u>利用希望施設</u> に申請書類を提出

保育を必要とする事由（両親共に必要）

就労（パートタイム、夜間、居宅内の労働なども含む）

※原則として金銭収入が発生する就労

※月に64時間以上の勤務

妊娠、出産

保護者の疾病、障害等

同居または長期入院等している親族の介護・看護

災害復旧

求職活動（起業準備含む）

就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

その他、上記に類する状態として市が認める場合

★認定こども園を保育利用で希望の方は、北本市役所保育課までお越しください。

○入園までの流れ

- 1 認定こども園に入園の申込
- 2 認定こども園から入園の内定
- 3 認定こども園を通じて「1号認定」「新2号認定」（新2号認定は必要に応じて）の申請
※申請書類は園が指定した期日までに必ず園へ提出するようお願いいたします。

期日後に提出された場合、利用開始日からの認定ができない場合があります。

- 4 市が発行した認定通知を認定こども園から配布
- 5 認定こども園と契約
- 6 認定こども園の利用開始・利用者負担額決定

※認定こども園によっては、1から3を同時に行う場合もあります。

○利用者負担額（基本的な利用料）について

1号認定者の教育利用における利用者負担額は無償です。なお、入園料・給食費・通園送迎費・行事費等は無償の対象外です。

教育標準時間	預かり保育時間
無償（0円） （1号認定申請以外の申請等の手続き不要）	保育を必要とする事由を満たすと無償 （新2・3号認定の申請を要する） ※満3歳児クラスは住民税非課税世帯のみ対象

○預かり保育について

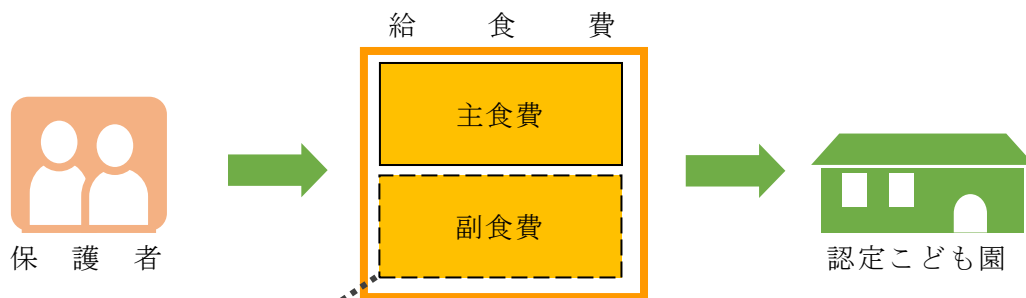
「保育を必要とする事由」を満たした場合に申請・認定（新2・3号）の上、上限額内（※）で無償となります。なお**満3歳児クラスは住民税非課税世帯のみ対象**となります。

預かり保育無償化を希望の方は、利用希望施設より預かり保育無償化のための申請書類一式を受け取りの上、利用希望施設へ提出をお願いいたします。

※ 450円×預かり保育利用日数で計算し、最大で月額1.13万円が上限額。同様の計算で満3歳クラスのみ最大で月額1.63万円が上限額。

○副食費（給食費の一部）の免除について

副食費が免除となる方には、後日市より施設を経由して「副食費免除のお知らせ」をお渡しします。



副食費免除対象者（①②のいずれかに該当する方）

- ① 年収360万円未満相当世帯
- ② 第3子以降の子ども（小学3年生以下の子どものみをカウントして第3子以降の子ども）

○認定内容の変更手続き

住所、保護者名や家族構成・保育を必要とする事由等に変更があった場合には、認定こども園を通じて変更申請をしてください。

また、市外に転出する場合は、認定こども園を通じて、変更申請するとともに、転出先の市町村にも再度申請してください。

○1号認定と2号認定の併願

教育利用の1号認定とは別に、保育利用の2号認定を希望される方は、その旨を1号認定申請提出先の施設へお伝えください。

○書類の提出について

令和5年1月2日以降、北本市に転入した方は、認定申請書と一緒に下表のとおり市民税（非）課税証明書等（父母分。家計の主宰者が同居の祖父母の場合は祖父母の分も含む。）を提出してください。

北本市に 転入した日	利用開始月	提出していただく書類
令和5年1月1日 以前	令和6年4月～ 令和6年8月	書類の提出は必要ありません。 ※市民税が未申告の方は要申告
令和5年1月2日 ～令和6年1月1日	令和6年4月～ 令和6年8月	・令和5年度市民税(非)課税証明書もしくは 令和5年度市県民税特別（普通）徴収税額決定 通知書
	令和6年9月 ～令和7年3月	書類の提出は必要ありません。 ※市民税が未申告の方は要申告
令和6年1月2日 以降	令和6年4月 ～令和6年8月	・令和5年度市民税(非)課税証明書もしくは 令和5年度市県民税特別（普通）徴収税額決定 通知書 ・令和6年度市民税(非)課税証明書もしくは 令和6年度市県民税特別（普通）徴収税額 決定通知書
	令和6年9月 ～令和7年3月	・令和6年度市民税(非)課税証明書もしくは 令和6年度市県民税特別（普通）徴収税額 決定通知書

- ※1 市民税（非）課税証明書は、1月1日に住民票のあった自治体が発行します。
- ※2 指定都市から転入の方は、上の表において課税証明書をご提出ください。
- ※3 市民税が未申告の方は必ず税務課に申告してください。
- ※4 修正申告等で税額に変更があった場合は、変更後の税に関する書類をご提出ください。

**認定に関するお問い合わせは
保育課保育担当
電話 048-594-5538(直通)**